

各医療機関の長 様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、  
養成施設の対応及び実習施設への周知事項について

北海道の保健医療福祉行政につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う実習施設におけるワクチン接種やPCR検査等の取扱いについては、令和4年12月13日付け医務第2007号により御協力をお願いしたところですが、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症は5類感染症に位置づけられることに伴い、文部科学省及び厚生労働省各局から通知がありましたので、お知らせします。

併せて、本取扱いについては、学校養成所等の実習施設となり得る医療機関の御理解と御協力が不可欠であることから、貴院において実習生を受け入れられる場合には、学生等の負担軽減を図るため、次の内容について、御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

【依頼事項】

- 実習施設においては、ワクチン接種やPCR検査等について、学校養成所等としての感染予防対策の取組状況や、学校養成所等側が行っている学内外での感染対策や実習前後での学生等への感染管理教育の内容等を御理解の上、検査等を実習の受入れの必須要件としないよう御協力ください。
- 実習施設においては、仮に、学生等の受入れに当たって新型コロナウイルス感染症向けのワクチン接種を求める場合において、早期の接種が必要と判断される場合には、可能な限り実習施設となっている病院での接種を行うことができるよう調整してください。その際、ワクチン接種はあくまでも任意のものであるので、学生等に強制することのないよう御理解をお願いいたします。

【担当】 道庁代表 011-231-4111

○地域医療推進局医務薬務課

薬剤師・診療放射線技師ほか※ 内線25-350（企画調整係）

※ 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士

言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、はり師・きゅう師、柔道整復師

保健師・助産師・看護師・准看護師 内線25-361（看護政策係）

○地域医療推進局地域医療課

医師 内線25-411（医師確保係）

救急救命士 内線25-324（救急医療係）

○健康安全局地域保健課

歯科医師・管理栄養士ほか※ 内線25-510（健康づくり係）

※ 歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、調理師

○福祉局障がい者保健福祉課

公認心理師・精神保健福祉士 内線25-740（精神保健医療係）

○高齢者支援局高齢者保健福祉課

社会福祉士・介護福祉士 内線25-678（人材育成係）